

総務まちづくり常任委員会議事録

(令和7年6月4日)

総務まちづくり常任委員会議事録

- 1 日 時 令和7年6月4日（水） 午前 9時31分 開会
- 2 場 所 太子町議会全員協議会室
- 3 出席委員

委 員 長	斧田 秀明	副委員長	松井 謙昌
委 員	中村 直幸		岡野 秀子
	西田いく子		辻本 博之
	村井 浩二		早瀬 和信
	濱地 知英		
議 長	森田 忠彦		
- 4 欠席委員 _____
- 5 説 明 員

町 長	田中 祐二	地域活性化推進 担 当 部 長	堀内 孝茂
副 町 長	村岡 篤	教 育 次 長	東條 信也
教 育 長	中道 雅夫	秘書政策課長	小南 考弘
政策総務部長	小角 孝彦	企画担当課長	田中 信幸
まちづくり推進部長	鳥取 勝憲	税 務 課 長	上野 賀子
健康福祉部長	木村 厚江		
- 6 議会事務局 事 務 局 長 正野 正 書 記 山本 夕芽
- 7 傍 聴 者 _____
- 8 会議に付した事件
 - (1) 議案第21号 太子町税条例中改正の件

午前 9時31分 開 会

○斧田委員長 皆さん、おはようございます。

本日、総務まちづくり常任委員会を開催させていただきましたところ、ご出席いただきまして、ありがとうございます。

会議に先立ちまして、町長より挨拶を受けます。

○田中町長 皆さん、おはようございます。

総務まちづくり常任委員会の開会にあたりまして、ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様方には大変お忙しい中ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

さて、本委員会に付託された案件でございますが、条例案といたしまして、議案第21号、太子町税条例中改正の件の1件の議案でございます。何とぞよろしくご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが、開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。

○斧田委員長 本日は全員出席しておりますので、会議は成立いたしました。

よって、これより委員会を開会いたします。

直ちに会議に入ります。

今回、本委員会に付託されました案件は、条例案件1件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

それでは、議案第21号、太子町税条例中改正の件、これを議題といたします。

本件について説明を求めます。

○上野税務課長 おはようございます。

それでは、私のほうから、議案第21号、太子町税条例中改正の件についてのご説明を申し上げます。

タブレットの資料、太子町税条例中改正の件をご覧ください。

まず、今回の改正は、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律及び地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令等が本年3月31日に公布され、このうち施行期日が本年4月1日とされているものを除く部分について、本町税条例の一部を改正するものでございます。

それでは、新旧対照表に基づきまして、ご説明させていただきます。

6頁目をご覧ください。

第18条は、公示送達について、インターネットを用いる方法の定義を規定したものです。

第18条の3は、第18条の改正に伴い、規定を整備するものです。

第34条の2は、所得から控除すべき金額について、特定親族特別控除を追加するものです。

7頁の第36条の2第1項は、特定親族特別控除の創設に伴い、公的年金等受給者の個人住民税申告義務に係る規定を整備するものです。

8頁の第36条の3の2第1項は、個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項について、特定親族を追加するものです。

次に、第36条の3の3第1項は、特定親族特別控除の創設に伴い、公的年金等受給者の扶養親族等申告書に係る提出義務規定の整備を行ったものです。

次に、附則の改正でございます。

9頁の附則第16条の2の2は、加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準について、加熱式たばこの区分に応じ、規定される方法により換算した紙巻たばこの本数とすること。また、一定の重量以下のものは、紙巻きたばこ1本として課税することなどの所要の改正を行っております。

次に、戻っていただきまして、4頁及び5頁をご覧ください。

附則の施行期日でございます。

第1条第1項において、令和8年1月1日に施行するものとしておりますが、附則第16条の2の次に1条を加える改正規定及び附則第4条については令和8年4月1日からの施行、第18条及び第18条の3並びに附則第2条については、地方税法等の一部を改正する法律附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日からの施行としております。

第2条では公示送達に関する経過措置、第3条では町民税に関する経過措置、第4条ではたばこ税に関する経過措置をそれぞれ規定しております。

また、第4条において、令和8年4月1日と令和8年10月1日の2段階で実施すること。各段階における課税標準の計算方法について規定しております。

以上、議案第21号の説明とさせていただきます。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○斧田委員長 ただいま説明がありました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○西田委員 今回、特定扶養控除から特定親族特別控除に変わったのかな。これがちょっとよく分からへんねんけど、これが創設されたことで、住民さんは良くなったのか、悪くなったのか。ちょっと制度も含めて教えてください。

○上野税務課長 特定親族特別控除は、年齢 19 歳以上 23 歳未満の扶養親族が一定の収入を得た場合でも、扶養者である親の所得控除が段階的に適用される制度でございます。大学生世代の子のいる親が扶養控除を受けるためには、改正前は、子の給与収入額が 103 万円以下でなければなりませんでした。給与所得控除の収入要件が見直されて、123 万円までは特定扶養控除を受けることができるようになりまして、子の給与収入額が 123 万円を超えても、親はこの収入金額が 160 万円に達するまでは、特定扶養親族の扶養控除の控除額と同額の 45 万円の控除を受け取ることができるようになりました。

また、子の給与収入額が 160 万円を超えても、控除額は、子の収入額の増加に応じて低減はするものの、188 万円までは所得控除が受けれるようになっております。

このように、制度の創設により、親がこれまで受けることのできなかった控除を受けることができるようになりまして、納税者にとりましては、若干、減税につながるものではないかというふうに考えております。

以上です。

○西田委員 今、年齢を言われたんですけど、大学生とか学生がもしアルバイトばかりしてて勉強ができなくなって、もう本当に途中でやめたりするというのに、そのために学費稼ぐために働いたら税金の控除がなくなるというところをちょっとでもましにしましょうということできて、今言ったように、住民さんにとってはいいことかもしれませんが、根本的に、担当の方に言ってもあれなんですけど、根本的にはやっぱりこの高い学費をなくす、無償化することになったら、こんな細かなことで救うという、本当に一部と思うんですけど、なくっていいかなと思うんですけど、前進ということでそれはよかったのかなと思います。

これはこれとして、たばこのほうをちょっとお尋ねします。

これ、紙巻きたばこと加熱式たばこの差があるということなんですけれども、今回上がるわけじゃないですか。私ら増税になったたばこ吸う人は、それは困った話やけれども、それから、住民税も上がったなら住民は困るわけなんですけれども、太子町として、この

たばこ税が上がることになって、税収が増えるのか、まず、税収に影響があるのか、そういう数字を出しているとか、お考えはいかがでしょうか。

○上野税務課長 本町のたばこ税の調定額は、年々減少している傾向にあるんですけども、また、喫煙者の動向ですね、これを機にちょっと禁煙されるわという方もいらっしゃるかと思うので、その動向とかも不透明な部分がありまして、今回の改正をもって直ちに増税につながるということは一概には言えないかもしれませんが、今後、加熱式たばこの消費が拡大傾向にあれば、将来的には増税につながっていくのではないかなというように考えております。

以上です。

○西田委員 そしたら、増えたかどうかは決算で分かるかなという話になるのかしら。

○上野税務課長 そうですね。全体的なたばこ税の増額というのは、決算で分かるかと思われま。

○西田委員 だから、差があるって、差があってどう困るのかよく分からないけど、から適正化を図るというんだけど、差が縮まっていくんでしょう。最終的に一緒になるとか、先の見通しとか分かりますか。

○上野税務課長 加熱式たばこにつきましては、平成30年度の税制改正から課税が段階的に見直されまして、令和4年までに数回増税が行われてきたところでございます。

今回の改正によりまして、紙巻きたばこと加熱式たばこの税負担差というのをなくそうということになっておりますので、一定解消されて、同等になるというように見込まれております。

以上です。

○斧田委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○斧田委員長 ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○斧田委員長 ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第21号を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○斧田委員長　ご異議なしと認めます。

よって、議案第２１号、太子町税条例中改正の件は、原案どおり可決することに決しました。

以上で、本委員会に付託されました議案は全て終了いたしました。

これにて委員会を閉会させていただきます。お疲れさまでした。

午前　９時４３分　閉　会

太子町議会委員会条例第２７条第１項の規定によりここに署名する。

総務まちづくり常任委員長　　斧　田　秀　明